

# 鈴鹿市不燃物リサイクルセンター 2 期事業

## 入札説明書

平成 1 9 年 7 月 6 日

## 目 次

募集の趣旨.....	2
事業の概要.....	2
事業者募集等のスケジュール.....	5
入札に関する条件.....	5
入札書類の審査 .....	17
提案に関する条件.....	19
事業実施に関する事項.....	28
特定事業契約に関する事項.....	30

## 募集の趣旨

鈴鹿市（以下「市」という。）は、「鈴鹿市不燃物リサイクルセンター２期事業（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。）」（以下「PFI法」という。）に基づき、PFI事業として実施するため、平成19年2月15日に「鈴鹿市不燃物リサイクルセンター２期事業の実施に関する方針」（以下「実施方針」という。）を公表した。そして、実施方針に対する意見等を踏まえ、本事業をPFI事業として実施することが適切であると認め、PFI法第6条の規定により、本事業を「特定事業」として選定し、平成19年4月12日に公表した。

この入札説明書は、市が本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するにあたり、入札に参加しようとする者に交付するものである。

事業の主旨及び内容は、実施方針のとおりであり、入札参加者は、この入札説明書の内容を踏まえ、必要な入札書類を提出することとする。

## 事業の概要

### 1 事業名

鈴鹿市不燃物リサイクルセンター２期事業

### 2 事業実施場所

三重県鈴鹿市国分町地内

### 3 事業内容

本事業は、PFI法に基づき、事業者が市内に新たに不燃・粗大ごみ及びプラスチックごみの適正な処理を行うため、不燃・粗大ごみ処理施設、容器包装プラスチック処理施設及び新設最終処分場（3施設を総称して、以下「施設」という。）を新設し、維持管理・運営するとともに、既存施設の一部を維持管理・運営することを事業の範囲とする。

#### （１）事業方式

事業方式は、事業者が施設を建設後、所有権を事業者から市へ移転し、その後運営期間、管理期間を通じて運営・維持管理を行う、BTO（Build Transfer Operate）方式とする。

#### （２）事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

1) 不燃・粗大ごみ処理施設

- ・設計・建設期間 : 平成20年4月から平成23年3月まで3年間
- ・維持管理・運営期間 : 平成23年4月から平成41年3月まで18年間

2) 容器包装プラスチック処理施設

- ・設計・建設期間 : 平成20年4月から平成22年3月まで2年間
- ・維持管理・運営期間 : 平成22年4月から平成41年3月まで19年間

3) 最終処分場

- ・設計・建設期間 : 平成23年4月から平成26年3月まで3年間
- ・維持管理・運営期間 :
  - 既設分 : 平成23年4月から平成26年3月までの3年間
  - 新設分 : 平成26年4月から平成41年3月までの15年間
- ・埋立終了後管理期間 :
  - 既設分 : 平成26年4月から平成43年3月までの17年間
  - 新設分 : 平成41年4月から平成43年3月までの2年間

事業者は、事業期間終了と同時に速やかに退去するものとする。なお、事業期間終了後の措置については、平成38年4月を目処に協議を開始するものとする。このとき、事業期間終了後も引き続き施設及び既存施設の一部の健全性が保たれ、環境要件を満たすことなど各種の条件について、市と事業者が合意に至った場合は、維持管理・運営業務に関する契約を事業者と新たに締結することができるものとする。

(3) 事業者の業務内容

事業者が行う業務内容は以下のとおりとする。なお、各業務における具体的な内容については、要求水準書に示すものとする。

1) 施設の設計

2) 施設の建設工事

- 施設の建設工事
- 工事監理業務
- 施設の移管業務
- その他関連業務

3) 施設の維持管理・運営

- 不燃・粗大ごみ処理施設及び容器包装プラスチック処理施設の維持管理・運営
  - ・廃棄物の受入業務
  - ・施設の受付業務
  - ・施設の運転管理業務
  - ・施設の維持管理業務（施設の維持管理，点検・保守，その他一切の修理業務を含む。）

- ・施設の情報管理業務
- ・施設の環境管理業務
- ・生成物の資源化業務
- ・その他関連業務

最終処分場の維持管理・運営（既設最終処分場及び新設最終処分場）

- ・廃棄物の受入業務
- ・廃棄物の埋立業務
- ・浸出水処理施設の運転管理業務
- ・施設の維持管理業務（施設の維持管理，点検・保守，その他一切の修理業務を含む。）
- ・施設の情報管理業務
- ・施設の環境管理業務
- ・その他関連業務

最終処分場の埋立終了後の管理（既設最終処分場及び新設最終処分場）

- ・最終覆土業務
- ・施設の管理業務（廃止に関するモニタリングとそれに関する施設の維持管理）

#### （４）維持管理・運営における市の業務内容

維持管理・運営において，市が行う業務内容は以下のとおりとする。

- ・可燃選別残渣の鈴鹿市清掃センターにおける受入
- ・資源化物及び処分物（可燃選別残渣及び不燃選別残渣を除く）の引渡し先の確保及び契約締結

#### （５）事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり，市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

- 1）市は，事業者が実施する施設及び既存施設の一部の設計，建設工事にかかる対価を，建設一時支払金及び割賦料として事業期間中にわたって事業者に支払う。
- 2）市は，事業者が実施する施設及び既存施設の一部の維持管理・運営にかかる対価を，委託料として運営期間にわたって事業者に支払う。委託料は，物価変動に基づき，年に1回見直す。また，委託料は，固定料金と変動料金（廃棄物搬入量に応じて変動）で構成されるものとする。
- 3）市は，事業者が実施する資源化業務により生成する資源化物を売却することによって代金を得た場合，インセンティブとしてその代金の一部を事業者に支払う。

## (6) 土地の権利形態

本事業の敷地は市有地及び民有地からなる。民有地についての使用権原は、事業期間を通じて市が確保する。事業者は、建設期間中、この敷地について市の使用許可を得たうえで無償で使用できるものとする。

## 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づく総合評価一般競争入札方式によるものとする。

本事業の実施スケジュール（予定）は、次のとおりとする。ただし、「鈴鹿市の休日」を定める条例（平成元年条例第2号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）には、受付を行わないこととする。

平成19年 7月 6日（金）	入札公告，入札説明書等の交付・公表
平成19年 7月13日（金）	入札説明書に対する説明会
平成19年 7月13日（金） 7月20日（金）	現地見学会
平成19年 7月18日（水） ～ 7月20日（金）	入札説明書等に関する質問受付（第1回）
平成19年 8月10日（金）	入札説明書等に関する質問回答の公表（第1回）
平成19年 8月29日（水）	参加表明書，参加資格審査申請書類受付
平成19年 9月 3日（月）	参加資格審査結果の通知
平成19年 9月 5日（水） ～ 9月 7日（金）	入札説明書等に関する質問受付（第2回）
平成19年 9月28日（金）	入札説明書等に関する質問回答の公表（第2回）
平成19年10月26日（金）	入札及び提案書の受付
平成19年11月25日（日）	提案書に関するヒアリングの実施
平成19年12月10日（月）	落札者決定・公表
平成19年12月下旬	基本協定書締結
平成20年 1月下旬	仮契約書締結
平成20年 3月下旬	特定事業契約締結

## 入札に関する条件

### 1 入札参加者の備えるべき参加資格条件

#### (1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- 1) 入札参加者は、施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）、施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）並びに施設及び既存施設の一部を維持管理・運営を実施する企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、入札参加者グループの代表企業を定める。設計企業、建設企業及び運営企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。
- 2) 入札参加者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。
- 3) 一入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。ただし、市が事業予定者との特定事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者グループの構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- 4) 落札者は、仮契約締結までに特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立するものとし、代表企業及び構成員はSPCに対して出資を行うものとする。この際、議決権割合は代表企業が最大となることとする。
- 5) SPCには、廃棄物処理施設技術管理者（破砕・リサイクル施設、一般廃棄物最終処分場）になり得る資格を有するものを配置するものとする。
- 6) 入札参加者の構成員は、SPCから請け負った業務について、事前に市に通知した場合には、その他の第三者に委託、又は下請人を使用することができるものとする。

## (2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者は、次の参加資格要件を満たす構成員を含むものとする。

- 1) 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- 2) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- 3) 設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。
  - 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること、又は、建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定により、建設コンサルタントの登録を受けた者であること。
  - 鈴鹿市契約規則による入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- 4) 建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、建設企業が複数の構成員による場合は、全構成員によって参加資格要件を満たしていればよい。
  - 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、土木一式工事、清掃施設工事一式につき特定建設業の許可を受けていること。
  - 建設業法第27条の23第1項に規定する土木一式工事に関わる経営事項審査で、土木工事の総合評定値が1200点以上であること。同様に清掃施設工事の

総合評定値が800点以上であること。

鈴鹿市契約規則による入札参加有資格者名簿に登載されている者で、土木工事、清掃施設工事に登録していること。

平成10年6月17日以降、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」の改正後に元請として、廃棄物埋立容量50,000m<sup>3</sup>以上の一般廃棄物最終処分場の施工実績を有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものである。平成8年度以降に元請として、施設規模20t/日以上 of 粗大ごみ破砕処理の施工実績を有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものである。

平成12年度以降に元請として、施設規模5t/日以上 of 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」で規定されるその他プラスチック製の容器包装の選別施設の施工実績を有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものである。

5) 運営企業は、以下の実績を全て満たしていること。なお、運営企業が複数の構成員による場合は、全構成員によって参加資格要件を満たしていればよい。

平成10年6月17日以降、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」の改正後に、一般廃棄物最終処分場または産業廃棄物最終処分場(管理型)について、1年間以上の管理実績(埋立管理及び水処理施設管理)を有していること。

平成8年度以降に、施設規模20t/日以上 of リサイクルプラザ、リサイクルセンターもしくは粗大ごみ処理施設について、1年間以上の管理実績を有していること。

### (3) 構成員の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。

- 1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
- 2) 鈴鹿市契約規則第2条第1項の規定に該当する者。
- 3) 鈴鹿市建設工事等に係る資格停止措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- 4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者(更生計画認可の決定がなされた場合を除く。)
- 5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者(再生計画認可の決定がなされた場合を除く。)
- 6) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者。



- 7) 清算中の株式会社である事業者について、会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- 8) 手形交換所による取引停止処分を受けている者。
- 9) 最近1年間の法人税、消費税(地方消費税を含む。)、事業税、法人市民税、固定資産税を滞納している者。
- 10) 市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。本事業に関し、市のアドバイザー業務を行う者は以下のとおりである。

・パシフィックコンサルタンツ株式会社 東京都多摩市関戸一丁目7番地5

なお、本実施方針において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

#### (4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、入札結果の公表までの期間、及び落札者決定後、仮契約締結までの期間に、入札参加者または入札参加者を構成する企業が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

### 2 応募に関する留意事項

#### (1) 入札説明書の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

#### (2) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、入札参加者の負担とする。

#### (3) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

#### (4) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年5月20日法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用することとする。

( 5 ) 著作権

入札参加者から本入札説明書に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市は、本事業の範囲において公表する場合、その他市が必要と認める場合には、本入札説明書に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。

( 6 ) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、理由のいかんに関わらず返却しない。

( 7 ) 資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、または内容を提示することを禁じる。

( 8 ) 本事業に係る額の公表

本事業において想定する事業期間を通じた事業契約金額の総額は、12,784,237 千円( 税抜き額 )である。なお、この入札予定価格の目安となる金額は、鈴鹿市議会( 平成 19 年 6 月 )において債務負担行為設定済である。

( 9 ) 入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知することとする。

3 入札に関する手続き等

( 1 ) 入札公告

次のとおり入札公告し、入札説明書等を交付する。また、鈴鹿市のホームページにおいて、同日から入札説明書等を公開する。

- ・日時：平成 19 年 7 月 6 日( 金 ) 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時
- ・場所：鈴鹿市役所環境部開発整備課

( 2 ) 事前調査報告書の閲覧及び頒布

参考図書として、地質調査結果、生活環境影響評価の現況調査結果、基本計画の参考図などを含む「鈴鹿市不燃物リサイクルセンター 2 期事業に係る事前調査報告書」の閲覧及び希望者への頒布を下記のとおり実施する。

1 ) 事前調査報告書の閲覧

- ・日時：平成 19 年 7 月 9 日( 月 )～平成 19 年 7 月 12 日( 木 ) 午前 9 時～

正午，午後 1 時～午後 5 時

- ・場所：鈴鹿市役所環境部開発整備課

平成 19 年 7 月 13 日（金）の入札説明会においても閲覧可能とする。

## 2) 事前調査報告書の頒布

- ・申込日時：平成 19 年 7 月 13 日（金）午前 9 時～正午，午後 1 時～午後 5 時
- ・申込方法：巻末の申込書に必要事項を記入のうえ鈴鹿市役所環境部開発整備課に提出すること。

平成 19 年 7 月 13 日（金）の入札説明会においても提出可能とする。

- ・頒布代金：14,000 円程度（印刷実費相当分）
- ・頒布日時：平成 19 年 7 月 20 日（金）午前 9 時～正午，午後 1 時～午後 5 時
- ・頒布場所：(株)ハヤカワ商会

三重県鈴鹿市算所三丁目 16 番 30 号

電話 059-378-0654

## (3) 説明会及び現地見学会

入札説明書に関する説明会及び現地見学会を次のとおり開催する。

### 1) 説明会

- ・日時：平成 19 年 7 月 13 日（金）午前 10 時～午前 11 時 30 分
- ・場所：鈴鹿市男女共同参画センター ジェフリーすずか 3 階ホール
- ・住所：三重県鈴鹿市神戸二丁目 15 番 18 号
- ・電話：059 382 9015（環境部 開発整備課（当日連絡先））

### 2) 現地見学会

- ・日時：第 1 回 平成 19 年 7 月 13 日（金）午後 1 時 30 分～午後 3 時  
第 2 回 平成 19 年 7 月 20 日（金）午後 1 時 30 分～午後 3 時
- ・場所：現地
  - \* 午後 1 時 30 分に鈴鹿市不燃物リサイクルセンター 2 期事業予定地内集合とする。原則として雨天決行。
  - \* 事業予定地内での移動があるが，移動手段については参加者側で確保すること。（駐車スペースが確保できたため，自家用車等での来場を認める。）

## (4) 入札説明書等に関する質問受付（第 1 回）

入札説明書等の内容等に関する第 1 回質問を次のとおり受け付ける。

- 1) 受付日時：平成 19 年 7 月 18 日（水）午前 9 時～平成 19 年 7 月 20 日（金）午後 5 時
- 2) 受付方法：質問書（様式集第 1 号様式）に記入の上，Eメールにより提出するこ

と。これ以外（電話，口頭等）による質問は受け付けないものとする。

Eメール：kaihatsusebi@city.suzuka.lg.jp

（５）入札説明書等に関する質問回答の公表（第１回）

入札説明書等の内容等に関する第１回質問に対する回答書を希望者に対し，次のとおり配布する。また，鈴鹿市ホームページにおいても同日から回答書を公開する。なお，電話及び口頭での回答など個別には対応しないとともに，不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については，回答しない旨を回答書に記載することがある。

１）配布日時：平成１９年８月１０日（金）午前９時～午後５時

２）配布場所：鈴鹿市役所環境部開発整備課

（６）参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付

入札参加者は，参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出すること。

なお，参加表明書を提出した後に参加を行わない場合は，入札辞退届（様式集第７号様式）を平成１９年１０月１９日（金）までに，鈴鹿市役所環境部開発整備課へ持参又は郵送により提出すること。なお，入札を辞退した場合に，今後，鈴鹿市の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

１）受付日時：平成１９年８月２９日（水）午前９時～正午，午後１時～午後５時

２）受付場所：鈴鹿市役所環境部開発整備課

３）電 話：059 382 9015

４）提出書類：様式集第２号様式から第６-２号様式

参加表明書

参加資格審査申請書類及び添付書類

- ・会社概要（各構成員） １部
- ・企業単体の貸借対照表（各構成員の直近３年） １部
- ・企業単体の損益計算書（各構成員の直近３年） １部
- ・連結決算の貸借対照表（各構成員の直近１年） １部
- ・連結決算の損益計算書（各構成員の直近１年） １部
- ・納税証明書（法人税，消費税，事業税，法人市民税，固定資産税） １部
- ・その他入札参加者の資格を証する書類の写し １部

（７）参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果については，平成１９年９月３日（月）に入札参加者の代表企業に対し，書面にて通知する。

( 8 ) 入札説明書等に関する質問受付 ( 第 2 回 )

入札説明書等の内容等に関する第 2 回質問を次のとおり受け付ける。

- 1 ) 受付日時：平成 1 9 年 9 月 5 日 ( 水 ) 午前 9 時 ~ 平成 1 9 年 9 月 7 日 ( 金 ) 午後 5 時
- 2 ) 受付方法：質問書 ( 様式集第 1 号様式 ) に記入の上 , E メールにより提出すること。これ以外 ( 電話 , 口頭等 ) による質問は受け付けられないものとする。  
E メール : kaihatsusebi@city.suzuka.lg.jp

( 9 ) 入札説明書等に関する質問回答の公表 ( 第 2 回 )

入札説明書等の内容等に関する第 2 回質問に対する回答書を希望者に対し , 次のとおり配布する。また , 鈴鹿市ホームページにおいても同日から回答書を公開する。なお , 電話及び口頭での回答など個別には対応しないとともに , 不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については , 回答しない旨を回答書に記載することがある。

- 1 ) 配布日時：平成 1 9 年 9 月 2 8 日 ( 金 ) 午前 9 時 ~ 午後 5 時
- 2 ) 配布場所：鈴鹿市役所環境部開発整備課

( 10 ) 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

入札参加資格がないと判断された場合 , 平成 1 9 年 9 月 3 日 ( 月 ) から 9 月 7 日 ( 金 ) までの午前 9 時から午後 5 時の間に書面により説明を求めることができる。説明要求に対する回答を , 平成 1 9 年 9 月 1 4 日 ( 金 ) までに入札参加者の代表企業に対し送付する。

( 11 ) 入札及び提案書の受付

参加資格が確認された入札参加者から , 本事業に関する下記の書類を記載した入札提案書類 ( 提案書 ) を受け付ける。提案書の提出方法は持参とし , その他の方法による提出は認めない。提出書類を確認後 , 市は受領書を発行する。

- 1 ) 受付日時：平成 1 9 年 1 0 月 2 6 日 ( 金 ) 午後 1 時 ~ 午後 3 時
- 2 ) 受付場所：鈴鹿市役所環境部開発整備課

入札書【様式集第 9 号様式】

入札書は封筒に入れ密封し , 事業件名 , 宛先 , 入札参加者名を表記して 1 部提出すること。

入札書類提出書【様式集第 8 号様式】

提案書については , 次のとおり提出すること。

事業実施体制図【様式集第 10 号様式】

設計・建設計画提案書【様式集第 11 号様式 ~ 第 25 号様式】

## 設計図書

ア) 施設概要 (施設面積, 埋立面積, 埋立容量及び主要施設の仕様等, 施設計画の概要を整理すること。)

イ) 図面

### 【リサイクルセンター】

- ・ 全体配置図
- ・ 動線計画図
- ・ 建築一般図 (各階平面図, 立面図, 断面図)
- ・ 建築仕上図
- ・ 各階機器配置平面図
- ・ 機器配置断面図
- ・ 主要機器の組立図
- ・ 処理フローシート (ごみ, 資源化物, 空気, 排気, 等)
- ・ フローシート (上水, 再利用水, 等)
- ・ 排水フローシート (プラント排水, 生活排水, 等)
- ・ その他フローシート
- ・ 計装フローシート
- ・ 電気設備主回路単線系統図
- ・ 鳥瞰図

### 【新設最終処分場】

- ・ 施設配置平面図
- ・ 埋立完了平面図
- ・ 標準縦断図
- ・ 標準横断図
- ・ しゃ水工平面図
- ・ しゃ水工構造図
- ・ 浸出水集排水設備平面図
- ・ 浸出水集排水設備標準図
- ・ 地下水集排水設備平面図
- ・ 地下水集排水設備標準図
- ・ 発生ガス設備標準図
- ・ 浸出水処理施設処理フロー
- ・ 鳥瞰図 (埋立地 (完成後), 浸出水処理施設 各 1 方向)
- ・ その他, 提案する構造物等に関する図面

なお, しゃ水工平面図~発生ガス設備標準図については, 内容が確認でき

ることを前提に集約してもよい。

## ウ) 設計書等

### 【リサイクルセンター】

- ・物質収支計算書
- ・用役収支計算書
- ・主要機器設計計算書
- ・設計仕様書（性能，容量，数量，構造，材質，操作条件，等）
- ・「ごみ処理施設性能指針」に示す性能を確認できる資料
- ・その他提案内容を補足する資料

### 【新設最終処分場】

- ・埋立容量の確認ができる資料
- ・しゃ水工の性能を確認できる資料
  - ：「廃棄物最終処分場性能指針」に示す性能を確認できる資料
  - ：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」（昭和 53 年総理府・厚生省令第 1 号）の一部を改正する命令（平成 10 年総理府・厚生省令第 2 号）に定める「しゃ水工に関する構造基準」のうち、「同等以上の遮水効力を有する遮水工を設けること。」に該当する場合は，その遮水効力が確認できる資料
  - ：しゃ水シート - 要求水準の性能以上であることが確認できる資料
  - ：しゃ水シート以外 - しゃ水工の浸透係数とその性能を確認できる資料
- ・しゃ水工破損（漏水）検知設備の性能を確認できる資料
- ・浸出水処理施設の性能を確認できる資料
  - ：「廃棄物最終処分場性能指針」に示す性能を確認できる資料【浸出水処理施設の実証試験及び実用施設の原水濃度と項目，期間等を含むこと。】
  - ：浸出水調整設備容量及び浸出水処理設備規模計算書
  - ：容量計算書
- ・その他提案内容を補足する資料

維持管理・運営計画提案書【様式集第26号様式～第41号様式】

事業計画提案書【様式集第42号様式～第47号様式】

提案書のうち，設計図面以外については，第 10 号様式～第 47 号様式の順に，各ページの下に通し番号を振り，A 4 縦長左ホッチキス綴じにより，正 1 部副 1 9 部及び電子データ（CD 等）1 式（使用ソフト：Microsoft「Word」及び「Excel」（Windows 対応））を提出すること。なお，提案書は，各様式に定める提案記入枠内に，特に指定のない限り文字サイズ 10.5 ポイントにて作成すること。

設計図書については，A 3 版縮小コピー 20 部を前記の順に横長左ホッチキスで綴じ，原本 1 部とともに折り込まずに提出すること。



(12) 入札

入札は、入札参加者又はその代理人の立ち会いの上行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせるものとする。なお、当該入札では、入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。この際に、入札価格の公表は行わない。

- 1) 入札日時：平成19年10月26日(金)午後3時30分
- 2) 入札場所：鈴鹿市役所12階 1201会議室

(13) 提案書に関するヒアリングの実施

入札価格が予定価格を超えていないことが確認された入札参加者を対象に、提案内容の確認のために入札参加者に対するヒアリングを実施する。

- 1) 実施日時：平成19年11月25日(日)  
時間については追って通知する。
- 2) 実施場所：鈴鹿市役所12階 1203会議室

(14) その他

市が配布する資料及び回答書は、本入札説明書と一体のものとし、以後、配布するものが本入札説明書を補完・修正するものである場合には、本入札説明書の内容に優先するものとする。

次のいずれかに該当する場合には、無効とする。

- 入札日(平成19年10月26日(金)午後3時)を過ぎて提出書類が提出された入札
- 同一事項の入札につき2以上出された入札
- 同一事項の入札につき他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- 入札書の氏名、金額、その他の要件が不明な入札又は記名押印を欠く入札
- 金額を欠いた、又は訂正した入札
- その他入札に関し、不正の行為があった者のした入札

## 入札書類の審査

### 1 審査及び選定に関する事項

#### (1) 専門委員会の設置

入札書類等の審査にあたっては、学識経験者及び市の職員で構成する、鈴鹿市不燃物リサイクルセンター2期事業PFI専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。市は、専門委員会の審査により選定された優秀提案をもとに、落札者を決定する。

委員は次の7名で構成される。各委員は、本事業に関する質問等に応じることはできないので留意すること。なお、専門委員会は非公開とする。

委員長	奥野 信宏	中京大学総合政策学部長
専門委員	佐藤 健	岐阜大学工学部社会基盤工学科教授
専門委員	根本 祐二	東洋大学大学院経済学研究科公民連携専攻教授
専門委員	藤澤 敏治	名古屋大学大学院工学研究科マテリアル理工学専攻材料工学分野教授
専門委員	松原 俊夫	鈴鹿市副市長
専門委員	中村 功	鈴鹿市環境部長
専門委員	長谷川正人	鈴鹿市企画財務部長

#### (2) 審査の手順及び方法

##### 1) 入札参加資格の確認審査

市は、参加資格審査申請書類により、入札説明書に記載の入札参加者の備えるべき参加資格要件を満たしていることを確認する。資格不備の場合は失格とする。

##### 2) 最優秀提案の選定

###### 入札価格の確認

市は、入札書類に記載された入札価格（事業期間中の支払額の合計をいう。以下同じ。）が、予定価格を超えていないことを確認する。入札価格が予定価格を超えている場合は、失格とする。

###### 提案内容の基礎審査

市は、提案書に記載された内容が、別添落札者決定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は、失格とする。

###### 提案内容の定量化審査

専門委員会は、提案書に記載された内容について、別添落札者決定基準に示す得点化基準に従って評価する。専門委員会で、入札価格以外の各審査項目に

対し、評価の理由を明らかにした上で得点化し、入札価格による得点との合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。ただし、得点の合計が最も高い提案が2以上あるときは、当該者にくじを引かせて最優秀提案を選定する。

### 3) 落札者の決定

市は、専門委員会の最優秀提案選定を踏まえ、落札者を決定する。

#### (3) 審査事項

審査事項は、入札説明書に添付する落札者決定基準に示す。

#### (4) 審査結果の通知

審査の結果は、入札参加者の代表企業に文書で通知する。

#### (5) 特定事業契約の締結

市は落札者を決定し、落札者はSPCを設立するものとし、市とSPCの間で、鈴鹿市議会の議決を経たうえで特定事業契約を締結するものとする(平成20年3月下旬予定)。

特定事業契約は、市の提示条件及び落札者の提案内容に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき設計、建設、維持管理・運營業務に関する業務内容や金額、支払方法等を定めるものとする。

## 2 事務局等

事業者の募集及び選定に係る事務局は次のとおりである。

鈴鹿市環境部開発整備課

〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

電話 059 382 9015

ファックス 059 382 2214

E-mail kaihatsusebi@city.suzuka.lg.jp

## 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書類等を作成すること。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要求要件を満たしていない場合は失格とする。

### 1 建設予定地

三重県鈴鹿市国分町地内

### 2 用地面積

リサイクルセンター及び新設最終処分場 約4.5ヘクタール

うち、新設最終処分場の用地面積は2.5ヘクタール未満とする。

### 3 施設の概要

#### (1) 不燃・粗大ごみ処理施設

##### 1) 施設規模

不燃・粗大ごみ処理系統 44 t / 日，稼働日235日以上

ペットボトル処理系統 2 t / 日，稼働日235日以上

有害ごみ処理系統 2 t / 日，稼働日235日以上

各系統は1日あたり5時間での稼働とし、設備立ち上げ立ち下げの時間を除く。

##### 2) 対象廃棄物

系 統	ごみ種別	状 態・主な対象物
不燃・粗大ごみ処理系統	もやせないごみ	容器包装プラスチック以外のプラスチック 金属製品(なべ・フライパンなど) くつ、かさ、電球など
	不燃性粗大ごみ	大型電化製品(テレビ,エアコン,洗濯機,冷蔵庫・ 冷凍庫の家電4品目とパソコンを除く) ガスレンジ,自転車,原付バイク(50ccまで),バッ テリー,マットレスなど
ペットボトル処理系統	ペットボトル (資源B)	ペットボトル
有害ごみ処理系統	有害ごみ	乾電池,蛍光灯,鏡,水銀体温計等水銀を含むもの

##### 3) 処理の概要

不燃・粗大ごみ処理系統

- ・不燃・粗大ごみの確認・分別
- ・不燃・粗大ごみの破碎
- ・破碎物からの鉄・アルミの選別

- ・ 破砕物からの可燃選別残渣，不燃選別残渣，プラスチック類の選別
- ・ 選別プラスチックの減容固化
- ・ 各処理物の保管

#### ペットボトル処理系統

- ・ ペットボトルからの異物の除去・選別
- ・ ペットボトルの圧縮梱包
- ・ ペットボトルの保管

#### 有害ごみ処理系統

- ・ 蛍光管の破砕
- ・ 有害ごみの選別
- ・ 各処理物の保管

不燃・粗大ごみ処理系統においては，収集された不燃・粗大ごみ及び直接搬入された不燃・粗大ごみ全量について以下のものを選別・分別する作業を不燃・粗大ごみ受入確認ヤードで行う。

- ・ 可燃物：衣類，木材，紙類，紐（縄），花火，マッチ，人形，他多数
- ・ 不燃物：スクラップ，鉄類，缶類，鍋，フライパン，レンジ，家電コード，他多数
- ・ 危険物：スプレー缶，ライター，注射器，消火器，各種ボンベ，発煙筒，他多数
- ・ 有害物：電池，蛍光管，鏡，水銀体温計等水銀を含むもの
- ・ 家電4品目：テレビ（ブラウン管式），エアコン，冷蔵庫・冷凍庫，洗濯機
- ・ パソコン：デスクトップパソコン，ノートブックパソコン
- ・ 乾燥剤：消石灰
- ・ あきびん：無色透明，茶色，その他の色の3色に選別し，キャップは取る。
- ・ その他：車両及びバイクナンバープレート，バッテリー

## （2）容器包装プラスチック処理施設

### 1）施設規模

22 t / 日，稼働日 202 日以上

### 2）対象廃棄物

プラスチックごみ（ビニール袋・ラップ・トレイ・卵などのパック，各種容器等の容器包装プラスチック）

### 3）処理の概要

- ・ 容器包装プラスチックの破袋

- ・容器包装プラスチックからの異物の除去・選別
- ・容器包装プラスチックの圧縮梱包
- ・各処理物の保管

### ( 3 ) 新設最終処分場

#### 1 ) 埋立容量

廃棄物埋立容量：約 90,000 m<sup>3</sup> ( 維持管理・運営期間中の廃棄物容量 )

#### 2 ) 対象廃棄物

鈴鹿市から発生する以下の一般廃棄物

- ・破碎不燃物
- ・選別プラスチック減容固化物
- ・直接搬入土砂がれき

### ( 4 ) 既設最終処分場

#### 1 ) 埋立容量

埋立容量：約335,900m<sup>3</sup>

浸出水処理施設規模：450m<sup>3</sup> / 日 ( 日平均 )

浸出水調整池容量：2,300m<sup>3</sup>

#### 2 ) 対象廃棄物

鈴鹿市から発生する以下の一般廃棄物

- ・破碎不燃物
- ・選別プラスチック減容固化物
- ・直接搬入土砂がれき

## 4 施設の設計・建設の提案に関する条件

本事業の範囲である「施設の設計」「施設の建設工事」については、要求水準書に従い、入札書類を作成すること。

## 5 施設の維持管理・運営業務の提案に関する条件

本事業の範囲である「施設の維持管理・運営」については、要求水準書に従い、入札書類を作成すること。

## 6 事業計画の提案に関する条件

### ( 1 ) 市の支払額

#### 1 ) 設計・建設に係る初期投資に相当する部分

本支払は、事業者が実施する施設の設計、建設にかかる対価を建設一時支払金及

び割賦料として事業期間にわたって市が事業者に支払う。

建設一時支払金は、施設整備に係る交付金（循環型社会形成推進交付金）が市に交付された場合、事業者に支払う。提案にあたっては、整備期間における各年度毎の出来高に対し、第25号様式に記載する交付金額が当該年度内に支払われるものとする。

割賦料は、入札参加者が提案する初期投資費用から、上記の建設一時支払金を控除した額を元本の金額として、係る元本を入札参加者が提案するスプレッドに基準金利を加えた金利及び返済期間15年の元利均等返済の方式によって算出される元利償還金額を各期別の支払額とする。本支払の詳細については、下記～に示すとおりである。

なお、提案で見込んだ建設一時支払金と実際に支払われた建設一時支払金の金額が異なる際に生じる建中金利等の差額については事業者の負担とする。したがって、建設一時支払金が整備期間中の何れの時点で支払われても、その合計金額を初期投資費用から控除した額が割賦料の元本となることに留意すること。

また、提案書の提出時には、入札参加者は、初期投資費用、建設一時支払金及びスプレッドを提案するとともに、平成19年8月末日の基準金利を用いて割賦料を提案するものであるが、運営期間における実際の支払額は、下記～に示す基準金利にて算定される額とする。

#### ・基準金利

TOKYO SWAP REFERENCE RATE としてテレレート17143ページに表示されている6ヶ月LIBORベース15年物（円 - 円）金利スワップレート（基準日午前10時）とする。

#### 不燃・粗大ごみ処理施設

本支払については、平成23年度上半期分（4月1日～9月末日）を初回として、以後年2回、平成37年度下半期分（10月1日～3月末日）までの30回の平準化した支払とする。

なお、実際の支払額は、平成23年2月末日の基準金利をもとに算定する。

#### 容器包装プラスチック処理施設

本支払については、平成22年度上半期分（4月1日～9月末日）を初回として、以後年2回、平成36年度下半期分（10月1日～3月末日）までの30回の平準化した支払とする。

なお、実際の支払額は、平成22年2月末日の基準金利をもとに算定する。

### 新設最終処分場

本支払は、施設整備までに相当期間が生じることから、入札参加者が提案する各年度の出来高予定額に各年度の前年の物価変動（指定インデックス：企業向けサービス価格指数（CSPI）の「土木・建築サービス」）による見直しを行う。見直した金額から、建設一時支払金を控除した額をもとに、平成26年度上半期分（4月1日～9月末日）を初回として、以後年2回、平成40年度下半期分（10月1日～3月末日）までの30回の平準化した支払とする。

提案にあたっては、整備期間である平成23年度から25年度の各年度の出来高予定額を提案すること。

なお、実際の支払額は、平成26年2月末日の基準金利をもとに算定する。

表 設計・建設に係る初期投資に相当する部分に関して提案を求める事項

共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割賦料（以下による算定結果）</li> <li>・スプレッド</li> </ul>
不燃・粗大ごみ処理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期投資費用</li> <li>・建設一時支払金</li> </ul>
容器包装プラスチック処理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期投資費用</li> <li>・建設一時支払金</li> </ul>
新設最終処分場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期投資費用（各年出来高予定額）</li> <li>・建設一時支払金</li> </ul>

### 2) 維持管理・運営期間における維持管理費

本支払は、事業者が実施する維持管理及び運営にかかる対価を委託料として、維持管理・運営期間にわたって事業者を支払う。

委託料は、廃棄物搬入量に応じた支払（変動料金）及び量に関わらない支払（固定料金）から構成されるため、提案時にはこれらのトンあたり単価を提案すること。また、これらはともに物価変動に基づき年一回改定するものとし、入札参加者が提案する金額に物価変動（指定インデックス：消費者物価指数（財・サービス分類指数（全国）の「サービス」））を勘案して定まる額とする。

なお、入札価格の算定にあたっては、後掲する「搬入廃棄物の将来推計値」に示すごみ量があるものとする。



表 運営期間における維持管理費に関して提案を求める事項

共通	・委託料（以下による算定結果）
不燃・粗大ごみ処理施設	・固定料金（不燃・粗大ごみ処理系統） ・変動料金単価（不燃・粗大ごみ処理系統） ・固定料金（ペットボトル処理系統） ・変動料金単価（ペットボトル処理系統） ・固定料金（有害ごみ処理系統） ・変動料金単価（有害ごみ処理系統）
容器包装プラスチック処理施設	・固定料金 ・変動料金単価
最終処分場	・固定料金（既設最終処分場） ・変動料金単価（既設最終処分場） ・固定料金（新設最終処分場） ・変動料金単価（新設最終処分場）

### 3) 管理期間における管理料金

本支払は、事業者が実施する最終処分場の埋立終了後の管理業務の対価を委託料として管理期間にわたり、市が事業者を支払う。

埋立終了後の管理期間に支払う委託料は一定の金額とする。提案にあたっては、半期あたりの料金を提案すること。運営期間と同様に、物価変動に基づき年一回改定するものとし、入札参加者が提案する金額に物価変動を勘案して定まる額とする。本支払については、平成26年度上半期分（4月1日～9月末日）を初回として、以後年2回、平成42年度下半期分（10月1日～3月末日）までの34回の支払とする。

表 管理期間における管理料金に関して提案を求める事項

共通	・委託料（以下による算定結果）
最終処分場	・固定料金（既設最終処分場） ・固定料金（新設最終処分場）

表 搬入廃棄物の将来推計値

(単位：t / 年)

		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
ごみ処理施設 不燃粗大	不燃・粗大ごみ処理系統		7,835	7,889	7,938	7,983	8,022	8,058
	ペットボトル処理系統		272	273	274	275	275	276
	有害ごみ処理系統		79.7	80.1	80.4	80.6	80.8	80.9
容器包装プラスチック処理施設		3,869	3,889	3,906	3,920	3,932	3,940	3,946
既設最終処分場			4,627	4,657	4,684			
新設最終処分場						4,709	4,731	4,750
		H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度
ごみ処理施設 不燃粗大	不燃・粗大ごみ処理系統	8,089	8,116	8,116	8,116	8,116	8,116	8,116
	ペットボトル処理系統	276	276	276	276	276	276	276
	有害ごみ処理系統	81.0	81.0	81.0	81.0	81.0	81.0	81.0
容器包装プラスチック処理施設		3,950	3,951	3,951	3,951	3,951	3,951	3,951
新設最終処分場		4,767	4,781	4,781	4,781	4,781	4,781	4,781
		H36 年度	H37 年度	H38 年度	H39 年度	H40 年度		
ごみ処理施設 不燃粗大	不燃・粗大ごみ処理系統	8,116	8,116	8,116	8,116	8,116		
	ペットボトル処理系統	276	276	276	276	276		
	有害ごみ処理系統	81.0	81.0	81.0	81.0	81.0		
容器包装プラスチック処理施設		3,951	3,951	3,951	3,951	3,951		
新設最終処分場		4,781	4,781	4,781	4,781	4,781		

半期分は、各年度の 1/2 とする。

表 市から事業者への支払い

	初期投資に相当する部分				維持管理費	管理料金	
	建設一時支払金(に係る交付金)	割賦料					
		不燃・粗大 ごみ処理 施設	容器包装 プラスチ ック処理 施設	新設最終 処分場			
平成20年度	↑ 毎年度1回の支払 六年間 ↓						
平成21年度							
平成22年度				↑		↑	
平成23年度			↑				
平成24年度				↑			
平成25年度							
平成26年度		↑ 毎年度2回の支払 十五年間 ↓		↑		↑	
...				↑		↑	
平成36年度				↑		↑	
平成37年度				↓		↑	
平成38年度					↑	↑	
平成39年度					↓	↑	
平成40年度				↓	↓	↑	
平成41年度						↑	
平成42年度						↓	

#### 4) 資源化物の売却インセンティブ

市は、事業者が実施する資源化業務により、リサイクルセンターで計画している資源物以外の有価物を売却することによって代金を得た場合、インセンティブとしてその代金の50%を委託料に加えて支払う。

資源化物の売却そのものについては、市の業務として行うため、提案に際してこの収入は見込まないこととするが、販路情報の提供等に関しての提案は行うことができる。

### (2) リスク管理の方針

#### 1) 基本的考え方

本事業における施設の設計・建設、維持管理・運営上の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者と協議の上、市が責任を負うものとする。

#### 2) リスク分担

市と事業者のリスク分担の詳細については、本入札説明書の別表及び契約書(案)によるものとする。

### (3) 保険

工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼした場合、事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害を負担するため、事業者は第三者賠償保険に加入することとする。

### (4) 財政上及び金融上の措置

PFI法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項は、次のとおりである。

- 1) 市は、施設の設計、建設に係る費用の一部について、環境省による循環型社会形成推進交付金を受ける予定である。
- 2) 事業者は、事業期間中、当該事業用地を無償使用することができる。
- 3) 市は、事業者が法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努める。
- 4) 市は、事業者に対し、補助、出資等の支援は行わない。

## 事業実施に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

- 1 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項  
事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約中に規定する具体的措置に従う。  
また、特定事業契約に関する紛争については、津地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。
- 2 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
  - (1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合
    - 1) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約に定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は、特定事業契約を解除することができる。
    - 2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は特定事業契約を解除することができる。
    - 3) 1)又は2)において、市が特定事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。
  - (2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合
    - 1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は特定事業契約を解除することができるものとする。
    - 2) 1)の規定により事業者が特定事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を請求することができるものとする。
  - (3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合  
不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、特定事業契約を解約することができるものとする。

(4) その他

その他,事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は,特定事業契約に定める。

3 市による本事業の実施状況の監視

市は,特定事業契約に基づき,提供される維持管理・運營業務のサービスを確認するため,本事業の実施状況の監視を次のとおり行うこととする。また,事業者の提供する施設の整備及び維持管理・運営に係るサービスが十分に達せられない場合,市は維持管理・運営に係る委託料の減額等を行うとともに,事業者に対して修復勧告を行い,修復策の提出・実施を求めることができる。

(1) モニタリング

市は,事業者が提供する施設の維持管理業務,運營業務及び事業者の財務状況の把握を目的に,定期的又は随時に書面及び現地調査等により監視を行うこととする。

(2) 支払の減額等

特定事業契約及び要求水準書で定められたサービス水準及び事業者提案によるサービス内容を充足していないことが判明した場合は,委託料の減額等を行うことがある。減額等の方法については特定事業契約に規定するが,主に次の事項を勘案して減額等の要否及び額を決定する。

1) サービス水準の充足

2) 上記1)を満たさない事項が市に及ぼす影響度

3) 上記1)を満たさない事項に対する改善

(市が提示する是正期間内であればペナルティなしとする。)

4 事業期間中の事業者と市の関わり

(1) 本事業は,事業者の責任において遂行されることとする。また,市は,特定事業契約に定められた方法により,事業実施状況について確認を行う。

(2) 原則として市は,事業者に対して連絡等を行うこととするが,災害や事故発生の緊急時等,必要に応じて,市と建設企業等の間で直接連絡調整を行うことができることとする。

(3) 資金調達上の必要があれば,一定の重要事項について,市は,事業者に資金提供を行う金融機関と協議し,直接協定を締結することとする。

5 支払手続

(1) 事業者は,業務完了後,業務完了届を速やかに市に提出する。

(2) 市は,業務完了届受領後10日以内に履行確認を事業者に通知する。また,業務完了

届受領後 30 日以内に割賦料を支払う。

( 3 ) 事業者は、履行確認通知を受領後、速やかに市に請求書を送付する。

( 4 ) 市は事業者からの請求書を受領後、30 日以内に委託料を支払う。

### **特定事業契約に関する事項**

#### 1 契約手続

( 1 ) 市は落札者を決定し、落札者は事業者となる S P C を設立する。

( 2 ) 市は、S P C と仮契約を締結する。

( 3 ) 契約保証金は、契約金額の 10% とする。ただし、事業者が、本件施設の建設請負工事に関して、請負人に、建設費の 10% の履行保証保険の付保またはこれと同等の保証契約を締結させたときは免除する。

( 4 ) 仮契約は、鈴鹿市議会の議決を経た場合に本契約となる（平成 20 年 3 月予定）。

( 5 ) 事業契約は、市の提示資料及び落札者の提案内容に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき設計、建設、維持管理、運營業務に関する業務内容や金額、支払方法等を定める。また、事業者は、業務開始に先立ち市と協議の上、運營業務及び維持管理業務に関する計画書を作成する。

#### 2 その他

( 1 ) 市は、特定事業契約の締結にあたっては、P F I 法第 9 条及び鈴鹿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年鈴鹿市条例第 17 号）第 2 条の規定に基づき、鈴鹿市議会の議決を要する。

( 2 ) 事業予定者が特定事業契約を締結しない場合は、総合評価一般競争入札の総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行う場合がある。

表 リスク分担表（案）

リスクが顕在化した原因について、その帰責事由が明確である場合については、該当する主体が負担するものとする。それ以外の場合は、以下の分担案によることとする。

：主分担      ：従分担

	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	入札図書リスク	入札説明書，要求水準書等の誤記，提示漏れにより，市の要望事項が達成されない等		
	契約締結リスク	事業契約が締結できない等 注1		
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの		
	近隣対応リスク	施設の設置そのものに対する住民反対運動等 上記以外のもの		
	第三者賠償リスク	調査，建設，維持管理・運営において第三者に及ぼす損害		
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更等 上記以外の法令の変更等		
	税制度変更リスク	本事業に直接関係する税制度の変更等 上記以外の税制度の変更等		
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		
	応募コスト	応募費用に関するもの		
	物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ，デフレ（設計・建設に関するもの）注2 施設の供用開始後のインフレ，デフレ（維持管理・運営に関するもの）		
	金利変動リスク	提案時から融資実行時までの金利変動 融資実行時以降の金利変動		
	資金調達リスク	交付金の見込み違いによるもの 注3 上記以外の必要な資金調達によるもの		
	環境保全リスク	事業期間中に環境に影響を及ぼす場合		
	事故の発生リスク	設計，建設，維持管理・運営において発生する事故		
不可抗力リスク	天災，暴動等の不可抗力による費用の増大，計画遅延，中止等注4			
設計・建設 段階	費用増大リスク	当初計画に比して設計費，工事費が増大		
	遅延リスク	工事遅延，未完工による施設の供用開始の遅延		
	一般的損害リスク	工事目的物，材料，他関連工事に関して生じた損害		
	性能リスク	要求水準の不適合（施工不良を含む）		
運営段階	受入廃棄物の品質リスク	受入れ廃棄物の質に起因する費用上昇，事故等 注5		
	受入廃棄物の量の変動リスク	受入廃棄物の量の変動による費用上昇等 注6		
	性能リスク	要求水準の不適合		
事業終了時	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		

- 注1）契約の当事者双方が，既に支出した金額をそれぞれ負担する。  
 注2）新設最終処分場については市が負担する。  
 注3）事業者の提案時におけるミスによる場合は事業者が負担する。  
 注4）不可抗力の場合，事業者は一定の割合もしくは一定の額を負担する。  
 注5）事業者が実施すべき確認を怠っていた場合は，事業者が負担する。  
 注6）事業者は契約した固定料金及び変動料金で業務を遂行しなければならない。



## 事前調査報告書の頒布

### 申 込 書

「鈴鹿市不燃物リサイクルセンター 2 期事業に係る事前調査報告書」の頒布につきまして下記のとおり申し込みます。

会 社 名 \_\_\_\_\_

会社所在地 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

担当者所属 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

ファクシミリ \_\_\_\_\_

本申込書をファクシミリで提出する場合は、電話にて必ず着信を確認すること。